

2. 公的年金等控除の改正

- 公的年金等控除を10万円引き下げ
- 公的年金等の収入金額が1,000万円以上の控除額に195.5万円の上限を設定
- 公的年金等以外の所得金額が1,000万円を超える場合は控除額を引き下げ

速算表（公的年金等の雑所得）

改正前

年齢	公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得の金額
65歳以上	0円 ～ 1,200,000円	0円
	1,200,001円 ～ 3,299,999円	収入金額－1,200,000円
	3,300,000円 ～ 4,099,999円	収入金額×0.75－375,000円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	収入金額×0.85－785,000円
	7,700,000円 ～	収入金額×0.95－1,555,000円
65歳未満	0円 ～ 700,000円	0円
	700,001円 ～ 1,299,999円	収入金額－700,000円
	1,300,000円 ～ 4,099,999円	収入金額×0.75－375,000円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	収入金額×0.85－785,000円
	7,700,000円 ～	収入金額×0.95－1,555,000円

改正後（令和3年度以降）

年齢	公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得の金額		
		（公的年金等に係る雑所得以外の所得の合計所得額）		
		（1,000万円以下の場合）	（1,000万円超2,000万円以下の場合）	（2,000万円超の場合）
65歳以上	0円 ～ 3,299,999円	収入金額－1,100,000円	収入金額－1,000,000円	収入金額－900,000円
	3,300,000円 ～ 4,099,999円	収入金額×0.75－275,000円	収入金額×0.75－175,000円	収入金額×0.75－75,000円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	収入金額×0.85－685,000円	収入金額×0.85－585,000円	収入金額×0.85－485,000円
	7,700,000円 ～ 9,999,999円	収入金額×0.95－1,455,000円	収入金額×0.95－1,355,000円	収入金額×0.95－1,255,000円
	10,000,000円 ～	収入金額－1,955,000円	収入金額－1,855,000円	収入金額－1,755,000円
65歳未満	0円 ～ 1,299,999円	収入金額－600,000円	収入金額－500,000円	収入金額－400,000円
	1,300,000円 ～ 4,099,999円	収入金額×0.75－275,000円	収入金額×0.75－175,000円	収入金額×0.75－75,000円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	収入金額×0.85－685,000円	収入金額×0.85－585,000円	収入金額×0.85－485,000円
	7,700,000円 ～ 9,999,999円	収入金額×0.95－1,455,000円	収入金額×0.95－1,355,000円	収入金額×0.95－1,255,000円
	10,000,000円 ～	収入金額－1,955,000円	収入金額－1,855,000円	収入金額－1,755,000円